

第 10 回義援金配分委員会 書面協議事項

義援金の残金を活用し、下記案により各市町村に対し平成 25 年 11 月中を目途に「第 3 次配分第 3 回」として追加配分を行うことについて、配分委員会の書面評決を求めるものです。

- 1 被災者へ年内に義援金を支給するため、平成 25 年 11 月末を目途に市町村へ追加配分を行うこと
- 2 交付対象者は第 3 次配分の交付対象者とし、対象 1 件あたりの追加配分額を 59 千円とすること

1 義援金残金の状況（平成 25 年 10 月末現在）

19 億 373 万 2 千円

2 災害関連死に係る保留必要額及び追加配分可能額

- (1) 災害関連死について、現在も審査が継続していることから、一定の保留が必要
- (2) 留保額は、平成 25 年 9 月末までの災害関連死の認定状況を勘案し 50 件分・8,615 万円を保留
- (3) したがって、追加配分可能額は、18 億 1,758 万 2 千円（19 億 373 万 2 千円－8,615 万円）

- ※ 1 平成 25 年 9 月末現在災害関連死審査済件数 709 件（認定者数 417 件＋不認定者 292 件）
 ※ 2 平成 25 年 9 月末現在、県内における災害関連死申出審査中の案件 21 件

3 各市町村への追加配分方針案

各市町村において第 3 次配分の交付対象者（死亡、住家の全半壊）に個別に上乘せ交付することを原則とし、交付対象 1 件あたりの配分単価概要は次のとおり。

死亡又は行方不明(1人あたり) 住家全壊等(1戸あたり)	住家半壊等(1戸あたり)	半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人あたり(国のみ交付)	
		全壊	半壊
5万9千円	4万7千円	2万4千円	1万2千円

4 追加配分の理由

被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため行うもの。

<参考>本追加配分後の交付対象 1 件あたりの額（単位：千円）

	配分委員会における配分基準決定日	死亡又は行方不明(1人あたり) 住家全壊等(1戸あたり)			住家半壊等(1戸あたり)			半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者1人あたり	
		国	県	計	国	県	計	全壊	半壊
第1次配分	23.4.18	350	150	500	180	70	250	350	180
第2次配分第1回	23.6.27	562	253	815	281	253	534	562	281
第2次配分第2回	23.8.27	132	—	132	66	—	66	132	66
第2次配分第3回	23.11.22	—	73	73	—	73	73	—	—
第3次配分第1回	24.3.22	66	34	100	33	34	67	66	33
第3次配分第2回	24.11.19	38	6	44	19	6	25	38	19
第3次配分第3回	(今後実施)	24	35	59	12	35	47	24	12
合計		1,172	551	1,723	591	471	1,062	1,172	591

※ 半壊以上の被害を受けた福祉施設の入所者は、県分義援金の交付対象外。